2月は殆どの市町村の工事・維持管理・物品「指名願」受付の月です。今年は２年毎の本受付になります。（一部は３月中旬まで受付。宇佐・臼杵・津久見の工事受付は１月末で終了。）

にしうまぎょうせい事務所 豆ニュース

<NO.290>
平成28年2月発行

他人事ではない…『過労死』家族会の母が涙の訴え

社労業務の係より

「８年前のクリスマス、町は浮かれ、賑わっているのに、私の息子は荼毘に付され白骨になってしまいました…」と過労死で23才の息子を亡くした母親のＫさんは涙乍らに話しました。厚労省主催の過労死防止シンポジウム(1/17)での事です。Ｋ君は自動車整備士としてディーラーの工場で昼食も取れずサービス残業をしていたといいます。過労死問題をライフワークとしてきた大阪の岩城穣弁護士は「25年以上の遺族の闘い、国連の勧告、55万の署名、超党派議員連盟、地方議会の採択等の力で一昨年6月に国会両院全会一致で成立した"過労死防止法"は画期的な法律。他人事ではなく皆んなに知って欲しい」と訴えました。大分は全国で最後の開催だったそうで、定員百名を超える参加者で会場は満員。次の世代に「karoshi」(ｵｯｸｽﾌｫｰﾄﾞ英語辞典)を遺したくない…という遺族の思いをよそに過労死は広がっています。

6月からの新しい許可『解体工事業』早めの申請手続きを！

「今年6月から施行される解体工事業(建設業許可)の技術者資格は経過処置として5年間は従来のとび・土工の技術者でOK」しかし「従来のとび・土工の許可で解体工事を請け負う事ができるのは経過処置として3年だけ…」と混乱しそうな解説が国交省のＨＰに出ています。建設業法が改正され、今まで28に分かれていた許可の業種に解体工事業が追加された事により細目に関する省令や告示が1/16に公表されました。注意点は①税込500万円↑の解体工事を請け負う方は6月以降早めに許可を申請する②土木施工管理技士等の資格者がいても解体工事の実務経験が1年以上ない場合は5月までにとび・土工の許可を取得しておく。③土木と建築の施工管理技士で解体の実務経験がない人は国の登録を受けた講習を受講する、もしくは④建設リサイクル法の「解体工事施工技士」の資格を取る…といった事です。

許可認可の係より

当事務所では毎週金曜日の朝９時～10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。
当事務所の電話は 0977-23-5463 又は IP 050-3626-3645（平日の 9:00～17:30）